

30 循環第 588 号  
平成 30 年 12 月 4 日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会会長 殿

愛知県環境部長



建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）

日頃から産業廃棄物の適正処理の推進につきまして御尽力、御協力いただき感謝しております。

さて、建設工事から生ずる廃棄物につきましては、別添のとおり環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知（平成 23 年 3 月 30 日付け環廃産第 110329004 号）で「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」が示されたところですが、今般、建設現場から生ずる廃棄物のうち、安定型産業廃棄物とならない物が混入した外壁材が安定型最終処分場で埋立処分されているとの情報が寄せられました。

当該事案は、廃棄物処理法第 14 条第 12 項に違反する行為と考えられます。

つきましては、貴協会の会員に対し下記のとおり、安定型産業廃棄物の取扱いについて、改めて周知を行っていただくとともに、貴協会の会員が建設現場から生ずる廃棄物の処理を受託するにあたり、廃棄物の性状を排出事業者から十分に確認する等により、不適正処理を防止していただきますようお願いいたします。

記

安定型産業廃棄物の取扱い（建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）抜粋）

安定型産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち安定型最終処分場で埋立処分できるものである。

安定型産業廃棄物のうち、「がれき類」とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（アスファルト・コンクリート破片、れんが破片等）をいい、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものであっても、木製品、ガラス製品、プラスチック製品等の廃材は含まない。「ゴムくず」とは、天然ゴムくずをいい、合成樹脂製品の廃材は、「廃プラスチック類」に分類される。「金属くず」とは、鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプや保安堀くず等をいう。「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除

去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」とは、ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等をいう。

なお、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃ブラウン管及び廃石膏ボードは安定型産業廃棄物から除外されているので留意すること。なお、安定型産業廃棄物のように見える物であっても、排出から処分までの間に安定型産業廃棄物以外の物と接触し、又は混在したこと等によりこれらが付着又は混入しているおそれがあるもの、廃棄物となる際に安定型産業廃棄物になる物とならない物から成る複合材が廃棄物となったもの（例えば木片や木材繊維を含むセメント板、紙粉を圧縮した後にセメントで固めたもの）、建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別した際に生じた残さ（いわゆる「ふるい下残さ」）は、安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない。

担 当 資源循環推進課

廃棄物監視指導室指導グループ

電 話 052-954-6236

FAX 052-953-7776

E-mail junkan@pref.aichi.lg.jp